

いきいきセンター新旭川利用料

令和2年4月1日以降

| 種 別 | 時間区分 | 午前 | 午後 | 夜間 | 全日 |
|------|--|--------------------------------------|---------|---------|--------|
| | | 9時～12時 | 13時～17時 | 18時～21時 | 9時～21時 |
| 専用使用 | 多目的ホール | 1,500円 | 2,000円 | 1,500円 | 5,000円 |
| | 教養娯楽室 | 930円 | 1,240円 | 930円 | 3,100円 |
| | 音楽室 | 600円 | 800円 | 600円 | 2,000円 |
| | 趣味の部屋 | 280円 | 370円 | 280円 | 930円 |
| | 研修室 | 550円 | 740円 | 550円 | 1,840円 |
| | 調理実習室 | 630円 | 840円 | 630円 | 2,100円 |
| 個人使用 | 高齢者等 (60歳以上の者及び付き添い者) (60歳以上の者と交流する催しに参加する者) | 無料 (ただし、平日の日中以外に使用するときは1人1回 150円) | | | |
| | 高校生 | 1人1回 150円 | | | |
| | 一般 | 1人1回 220円 | | | |

備考

- いきいきセンターは高齢者等が優先的に使用する施設です。平日日中は高齢者等が使用しないときに限り一般の方も専用使用できます。なお、個人使用については、平日日中は高齢者等のみです。
- 「高校生」には、高校生と同年齢の者を含む。
- 個人使用において中学生以下の者は無料とする。
- 「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」の交付を受けている者は、利用料金の5割を減額する。
- 専用使用において、次の各号に掲げる場合の利用料金は、以下のとおりとする。
 - 午前と午後又は午後と夜間を通して使用する場合は、この表に定めるそれぞれの時間区分の額を合算した額とする。
 - 営利を目的とする行事等については、この表に定める額に該当金額の20割を加えた額とする。
 - 11月1日から翌年4月30日までの期間に使用する場合は、この表に定める額に暖房料（当該金額の2割に相当する額とし、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）を加えた額とする。
 - 団体使用の場合、条件により料金の減額、減免措置があります。詳細はセンターに問い合わせてください。